

説明会等報告書

令和8年4月20日

習志野市長 宛て

住所 千葉県習志野市〇〇1-2-3

事業者 氏名 株式会社ナラシノ開発

代表取締役 〇〇 〇〇

電話 047-XXX-XXXX

第1項 標識を設置した後の説明報告

第2項 追加で説明を求められたときの説明報告

あてはまるほうに○。

第1項

第2項

習志野市特定建築行為に係る手続等に関する条例第9条の規定により近隣住民への説明を行いましたので、同条第4項の規定により、次のとおり報告します。

1 建築物の名称	(仮称)習志野市〇〇共同住宅新築工事
2 敷地の地名地番	習志野市鷺沼〇丁目〇番〇 (土地区画整理事業施行中の場合は、仮換
3 説明者	住所 千葉県習志野市〇〇2-3-4 氏名 〇〇一級建築士事務所 △△ △△ 電話番号 047-YYY-YYYY
4 説明会等の日程	(1) 説明会(集合形式) 開催日: 令和8年3月20日(金) (2) 個別説明(訪問・郵送) 令和8年3月21日(土)、25日(水)、4月2日(木)
	※「周知方法」「参加状況」など

説明者=当日説明した担当者。  
事業者社員/設計者等、実態に合わせて記載

郵送や不在で投函した場合、  
2週間程度リアクション期間  
を経てから報告書提出

添付図書 説明資料、会議記録(会議記録には発言者が特定できる情報は記載しないこと)  
近隣住民への周知区域図

※受付印	
※受付処理欄	(事業に関する問合せ先)氏名 〇〇一級建築士事務所 担当 △△ △△ 連絡先 047-XXX-XXXX

(注)1 事業者が個人の場合には、電話番号を省略することができます。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

※記入例を参考に漏れのないようにしてください。

種別「1・2・3」漏れがないように記入。

種別については下部(注)2参照

(裏面)

近隣住民への説明状況 (例)

番号	近隣住民等の住所及び氏名	種別	近隣住民等からの意見・要望内容	近隣住民等からの意見・要望に対する回答等	説明年月日	説明者氏名
1	鷺沼〇丁目1-1 ナラシノ タロウ	1・ 2・ 3	工事車両の通行時間帯を通学時間とずらしてほしい。	通行時間は原則8:00-18:00。登校時間帯(7:30-8:30)は搬入を避けるよう調整する。	3月20日	△△
2	鷺沼〇丁目1-2 ナラシド ハナコ	1・ 2・ 3	特になし	説明した結果、意見・要望がない場合は意見・要望欄に「特になし」と記入	3月21日 (不在) 3月25日説明	△△
3	鷺沼〇丁目1-3 △△不動産	2・ 3	日影の影響が心配。資料がほしい。	日影図を提示し法令適合を説明。希望者へ資料を再配布する。	3月20日	△△
3-1	鷺沼〇丁目1-4 〇〇コーポ101 ソラシノ ミドリ	1	提出日現在、連絡なし	不在などで直接説明できなかった場合は、提出日現在の相手側からの反応状況を記入	3月21日 3月25日 4月2日 不在のため資料投函	△△
3-2	鷺沼〇丁目1-4 〇〇コーポ102 オオクボ ジロウ	1	騒音・振動が心配。	低騒音型機械の使用、養生、作業時間の順守。苦情窓口を周知する。	3月20日	不在の場合でも訪問した日付を記入
3-3	鷺沼〇丁目1-4 〇〇コーポ103 フジサキ モモコ	1	特になし	質問に対しての回答を詳細に記入	3月20日	
4	△市△〇丁目1-1 (月極駐車場) △△住宅株式会社	3	特になし		3月21日遠方のため郵送	△△
.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.

(注)1 番号は近隣住民への周知区域図の付番と合わせて記入してください。

2 種別は、1 建築物の占有者(居住者等)、2 建築物の所有者、3 土地の所有者のいずれか該当する番号を記入してください。

## 手続き時の提出書類

### 必要提出書類一覧

No.	<説明会等報告書> 1部
1.	<input type="checkbox"/> 説明会等報告書<第5号様式>
2.	<input type="checkbox"/> 近隣住民への説明状況<第5号様式(裏面)>
3.	<input type="checkbox"/> 説明資料
4.	<input type="checkbox"/> 会議記録(発言者が特定できる情報は記載しないこと)
5.	<input type="checkbox"/> 近隣住民の周知区域図

#### ◆説明会等実施・報告書作成時の注意点

原則、説明会の形態で行ってください。

個別説明の形態で行う際は、最低3回(不在の場合)訪問してください。

個別説明時に近隣住民等より説明会開催を求められた場合は説明会の形態で説明をしてください。

配布する資料に下記内容を必ず記載しトラブルがないように努めてください。

「ご不明な点等ございましたら、お手数ですが下記連絡先に ご連絡ください。」等

土地の所有者も対象となります。駐車場、空き地がある場合は漏れないよう注意してください。

所有者が遠方の場合で直接説明できない場合は郵送等で対応してください。

マンション等も居住者全員に説明する必要がありますので次を参考にしてください。

分譲マンション：管理会社に指示を仰ぎ、全戸投函、掲示板に掲載、等の要望に従ってください。

賃貸マンション、駐車場等：管理会社(仲介業者)経由で土地・建物所有者・占有者への周知方法を  
確認し、従ってください。(郵送、投函、掲示等)

近隣住民への説明状況欄については、いつ、どのようなやりとりがあったのか具体的に記入してください。

なお、書ききれない場合には別紙を添付し報告してください。

#### ◆概要書提出前に再度ご確認ください

書類に記載漏れはありませんか

説明漏れはありませんか

質疑に対して対応されていますか

添付書類は一式揃っていますか

周知区域図と説明状況の番号は一致していますか

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

習志野市役所 都市環境部建築指導課 ☎047-453-9231